令和６年度の活動予定

〇法第 10 条の２第２項第１号に規定する事業

<table>
<tr><th colspan="2">事業内容</th><th>該当</th></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。</td><td>〇</td></tr>
<tr><td>情報及び資料の内容</td><td colspan="2">地球温暖化の抑制ならびに気候変動適応対策の普及活動。環境異変が現れるのが早い海の生物多様性の異変を主とし、気候変動に及ぼす影響、ブルーカーボンなど気候変動適応対策に繋がる取組資料

1. 海洋の南方化の進行
2. 気候変動に伴う海の生態系の異変が地域に及ぼす影響と気候変動適応対策
3. 市民による藻場やサンゴ群落の保全
海底ごみを主とした海洋汚染への対策</td></tr>
<tr><td>収集及び整理の
具体的方法</td><td colspan="2">身近な生態系の環境調査、環境保全に伴う実践的な取組にて得たデータ、環境白書、外部セミナーへの参加、研究機関との連携による情報共有を行い、資料を整備

具体的な方法
1. 環境保全意識の醸成と人材の育成のため定期的なモニタリング体制（観光振興プログラムの開発等）を築き、生物多様性の異変に関する情報を共有
2. 海洋の南方化の進行調査
3. 小中高校生や市民を対象にした体験型環境教育を通して、地域の環境異変と今後の気候変動適応対策を考察
4. 市民による藻場やサンゴ群落の保全へ向けた実証研究
5. 藻食性魚類やウニなどによる食害から海藻の生育を守る対策を施した藻場 BANK 造成や荒天などで破損したサンゴを再固着して成長を見守る</td></tr>
</table>

	6. 地域連携、共創にて取り組む海底ごみ撤去の体験の場を築くことで、知られざる海底ごみの現状理解へと繋ぐ
情報等の提供先 及び提供方法	提供先 一般市民、小中高校生、大学生、企業、自治体等 提供方法 小中高校生への出前授業、市民環境大学への講師派遣、環境経営の企業説明会で講演、各種環境イベントへの情報支援等 1. 海洋の南方化の進行は、水産業の損失を抑えるだけではなく、農作物の病害虫の発生抑制や高潮被害等の防災対策にも繋がることを地域に助言、調査結果を提供する 2. 地域の環境異変は、市民と小中高校生たちと学ぶ 3. 藻場やサンゴ保全の活動参加者ならびに漁業関係者等、自治体を始め、地域住民・団体などに報告

○法第 10 条の２第２項第２号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動､環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究（これらに関する政策に係るものを含む。）を行い、及びその成果を提供すること。	

調査研究の内容	
調査研究の具体的方法	
成果の提供先 及び提供方法	

○法第 10 条の２第２項第３号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。	○

作成する手引その他の資料等の内容	1. 海洋環境への興味を育み、気候変動による異変、海洋汚染など、環境保全の啓発のための写真パネル資料、一般向けの手引書 2. 小中高校生向けの環境学習テキスト。内容テーマは「おもしろい海の生き物」「サンゴの生態と保全」「宇和海の海の生き物たち」「宇和海の異変から学ぶ地域課題」「未来を拓く環境教育」「生物多様性＆ＥＳＤ. 地域の未来を創造」「地球の未来を創造. 自分たちで行えること」。これらのテキストを使った出前授業のテーマと実施実績
手引その他の資料等の具体的な作成方法	1. 写真パネル資料、一般向けの手引書：第１号の調査を活かして、改定内容の検討と新規テーマを選定 2. 環境教育テキスト：温暖化の進行、気候変動適応対策に関する既存テキストの見直しとブラッシュアップに重点を置く
手引その他の資料等の提供先及び提供方法	1. 写真パネル資料、手引書：公益財団法人海上保安協会宇和島支部ならびに宇和島海上保安部による海洋環境保全写真パネル展、その他各種イベント会場にて写真パネル資料を展示。手引書も、同会場で、内容の要約をパネル化して展示したり、印刷物として提供 環境教育テキスト提供と提供方法：小中高校生、高等専門学校、大学等での出前授業や講演会での活用

○法第 10 条の２第２項第４号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。		○
想定される照会及び相談等の具体的内容	環境教育のための活動、内容の相談環境体験活動プログラムおよび環境保全など社会貢献活動の企画・実施に関する相談	

照会及び相談への 具体的な対応方針	体験型環境活動を主として、環境保全活動や自然環境に興味を持ってもらうきっかけ作りになるよう助言する
照会及び相談の受付方法	電話、Email などによる問い合わせ 事前連絡の上面談、訪問によるヒアリング

○法第 10 条の２第２項第５号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たって必要な指導者等のあっせん又は紹介を行うこと。	○
あっせん又は紹介が 可能な指導者等	総務省認定地域力創造アドバイザー（海洋自然と気候変動適応） 環境と観光を軸とした地域づくり ・中岡 惠司　総務省認定：地域力創造アドバイザー 世界的ダイビング教育機関（SSI）インストラクター ・松本 秀信　観光庁：広域周遊観光促進専門家登録 総合旅行取扱管理業務者、旅程管理者 ※上記２名の経験については、別紙３従事者に関する事項参照（令和５年度、団体の申請時提出） 2030SDGs 公認ファシリテーター 環境再生医（上級）
あっせん又は紹介の 具体的方法	環境教育体験プログラムなどの実施のための斡旋や紹介を希望する団体･企業へのヒアリングにより決定、回答 全国へ講師・指導者の派遣も可能
あっせん又は紹介に関する 依頼等の受付方法	電話、Email などによる問い合わせ 事前連絡の上面談、訪問によるヒアリング

【令和６年度年間計画】

令和６年度活動予定表	
実施日	実施内容
６月上旬	大型海藻・サンゴ群落・魚類の生態調査（第１号事業・情報収集）
６月下旬	藻場BANK造成（藻場増殖礁）のモニタリング調査ならびに定期清掃（第１号事業）
６月下旬	宇和島海上保安部・海上保安協会宇和島支部主催の「海洋環境写真パネル展」に資料貸出提供（第３号事業）
７月中旬	海底清掃活動を通じた海洋汚染対策に関する調査［西予市］（第１号事業）
８月上旬	学べる体験型イベント「地域が育む学びの冒険」主催（第４号事業）
９月上旬	藻場BANK造成（藻場増殖礁）のモニタリング調査ならびに定期清掃（第１号事業）
10月上旬	サンゴ保全のオピニオンリーダー育成講習会（第４号事業）
10月中旬	エコツーリズム旅行会社との教育旅行に関する企画（第３号事業）
11月中旬	海底清掃活動を通じた海洋汚染対策に関する調査［八幡浜市］（第１号事業）
12月上旬	藻場BANK造成（藻場増殖礁）のモニタリング調査ならびに定期清掃（第１号事業）
２月上旬	写真パネル資料、手引書、環境学習テキストの見直し・改定作業　（第３号事業）
３月中旬	藻場 BANK 造成（藻場増殖礁）のモニタリング調査ならびに定期清掃（第１号事業）